

次期「滋賀県地域福祉支援計画」 骨子案【概要版】



第1章 はじめに

○ 計画の趣旨

- ◆ 本県が目指す、多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会を実現していくための計画として策定する。
- ◆ 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを進めるための計画として策定する。
- ◆ 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「暮らし」を守ることに資する計画として策定する。
- ◆ 「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に資する計画として策定する。

○ 計画の位置付け

- ◆ 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の実施支援に関する事項

- ◆ 滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの。

○ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

第2章 基本理念と基本方針

○ 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」の推進による共生社会の構築

○ 基本方針

- I 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、つながり、支え合う地域づくりの推進
- II 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進
- III 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む「滋賀の福祉人」づくりの推進

第3章 今後5年間の重点的な取組

1. 包括的・重層的な相談支援体制の整備推進
2. 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

第4章 取組の方向性

基本方針Ⅰ 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、つながり、支え合う地域づくりの推進

(1) 包括的・重層的な相談支援体制の整備推進

(2) 住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- ①参加・活動の場、居場所づくり
- ②住民、企業、社会福祉法人、NPO法人等の参画促進
- ③民生委員・児童委員活動の環境整備
- ④活動資金の確保と有効活用
- ⑤ボランティア活動の推進
- ⑥社会貢献活動の促進
- ⑦社会福祉法人の公益的な取組の推進

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進
- ④多様性の尊重

(4) ユニバーサルデザインの推進

- ①ユニバーサルデザインの普及啓発
- ②情報アクセシビリティの向上促進

基本方針Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

(1) 種々の生活課題を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- ・生活困窮
- ・経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯
- ・食の確保に課題を抱える世帯
- ・住居確保
- ・就労支援
- ・ひきこもり
- ・自殺
- ・認知症
- ・社会的養護
- ・自分からSOSを出せない人、孤立しがちな人
- ・矯正施設退所者等
- ・無戸籍
- ・医療的ケア児、難病者
- ・外国にルーツを持つ人・世帯、子どもたち
- ・性的マイノリティ

(2) 感染症を含めた災害時の支援体制の構築

(3) 災害時要配慮者支援の推進

- ・避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別（支援）計画の策定
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練実施
- ・避難所における福祉的配慮の推進
- ・福祉避難所の機能確保
- ・滋賀県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣
- ・災害ボランティア活動の促進

(4) 権利擁護の推進

- ①権利擁護の取組
- ②成年後見制度の活用促進

(5) 苦情解決の仕組み

- ①事業者の苦情解決体制の整備
- ②適切な苦情解決の促進

(6) サービスの質の向上と透明性の確保

- ①健康福祉サービス評価システムの推進
- ②社会福祉法人の情報公開の推進
- ③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む「滋賀の福祉人」づくりの推進

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

(2) 専門職の確保・育成・定着

- ①若者の進路選択支援
- ②多様な人材の参入促進
- ③福祉職場への定着促進
- ④社会福祉関係者の資質向上
- ⑤介護現場等福祉現場の業務改善
- ⑥現場、行政、教育機関の連携による取組の促進

- ⑦生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進（再掲）

第5章 計画に係る指標

重層的支援体制整備事業の実施市町数

第6章 計画の進行管理

計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。